

旅するギフト直送便商品提供事業者 募集要項

1. 目的

本事業は、一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 福知山地域本部及び一般社団法人福知山地域振興社（以下「事務局」という。）が在庫を持たない情報拠点となり、観光客がその場で注文した地場産品を生産者が直接発送する産地直送型サービスです。

観光客の手ぶら観光を促進するとともに、地域の魅力発信、市内事業者の販路拡大と所得向上による地域経済の活性化を目的とし、商品を提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

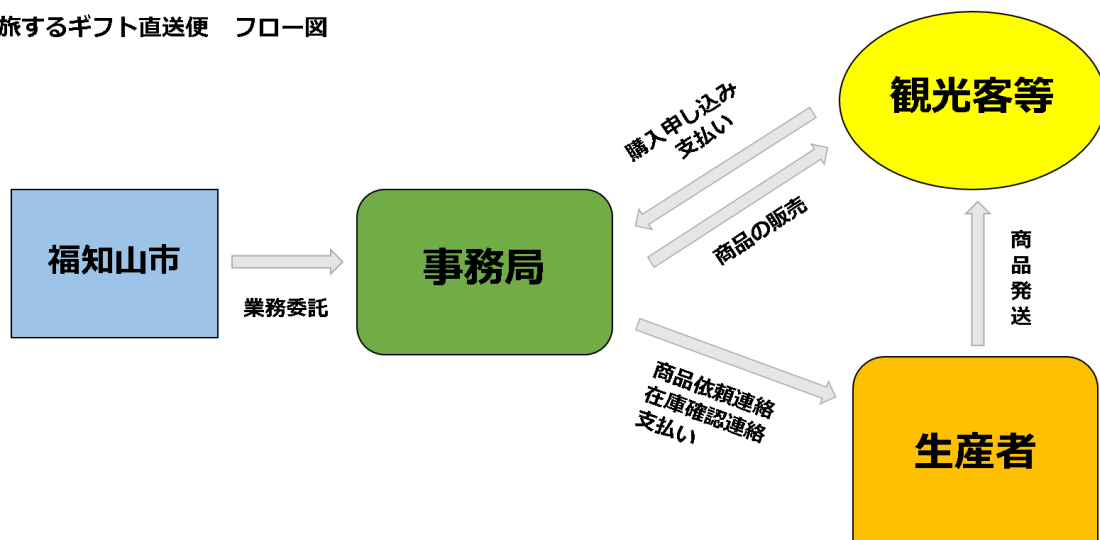
2. 事業概要

【事業イメージ】

- （1）購入者（観光客等）が、事務局の窓口（観光案内所等）にてカタログ等から商品を選択し、代金（商品代＋送料）を支払う。
- （2）事務局は、協力事業者へ配送指示書（送り状データ）を送信し、発注を行う。
- （3）協力事業者は受注確認後、商品の梱包、お礼状の同封を行い、購入者へ元払いで直接発送する。欠品や発送不可能な場合、発送が遅延しそうな場合は、3日以内に事務局へ連絡を行うこと。3日以内に連絡がない場合は受注したものとみなす。
- （4）事務局は、月ごとに売上を集計し、販売手数料（10%）を差し引いた金額と預かり送料を協力事業者へ支払う。

【事務フロー図】

旅するギフト直送便 フロー図



3. 協力事業者

協力事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者としてします。

- (1) 各種法令を遵守し生産、加工、製造、販売又はサービスの提供を行っていること。
- (2) 市内に事業所等を有し、本市の地域産業の振興及び魅力発信に繋がる商品を提供する法人、組合、個人、その他団体であること。ただし、本事業の目的達成に寄与する事業者と判断され、かつ市長が認める場合はこの限りではない。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 代表者等が福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条に規定する暴力団員、暴力団員密接関係者、その他これらに類する者でないこと。
- (5) 政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (6) 福知山市や国、その他関連機関から指名停止を受けている企業でないこと。
- (7) 一定の生産量（1日当たりの受注上限）を確保し、指定期間内に発送する能力を有していること。
- (8) 個人情報の取扱い、その他本要項の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる事業者であること。
- (9) 事務局からの発注連絡確認後、2週間以内に商品の発送を行えること。
- (10) 事務局からの発注連絡に対し、欠品や発送不可能な場合、発送が遅延しそうな場合のみ3日以内に事務局へ連絡を行うこと。3日以内に連絡がない場合は受注したものとみなす。
- (11) 商品および商品の梱包等に関する問い合わせに関して、対応を行えること。
- (12) 市が主催する梱包講習会へ参加すること。ただし、既にネット販売や産直発送の実績があり、梱包スキルが十分であると判断する事業者、又は資料確認をした事業者については、遵守誓約を提出することに代える。
- (13) 本事業における販売手数料（10％）の負担、および送料の立て替え払いに同意し、「旅するギフト直送便事業者登録書兼誓約書（様式第3号）」を提出していること。

4. 対象商品の要件

募集する商品は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

- (1) 本市の魅力の発信、イメージの向上、地域産業振興に資するものであること。（旬の農産物、特産品、加工品等）
- (2) 商品の特性に応じ、設定した提供期間内において、品質及び数量の面で安定した供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定の商品については、提供の目安となる時期・数量を提示できる場合は、この限りではない。
- (3) キャラクター等を使用する場合等、協力事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。

5. 商品に関する調査・確認

- (1) 事務局又は本市は、商品の適格性を判断するため、登録時や登録後においても必要に応じて、事業所等について立ち入り、実地調査する場合があります。
- (2) 協力事業者は登録内容の変更、食品表示法に違反する可能性が発生する場合は速やかに事務局又は本市へ報告してください。
- (3) 購入者への配送遅延や商品に関する苦情が発生した際に、事務局又は本市が求める場合には調査・確認に応じるものとします。
- (4) 登録内容の虚偽が要因となり事務局又は本市に損害を与えた場合、事務局又は本市は、損害賠償を請求することができるものとします。

6. 取扱いの中止

協力事業者又は商品が、次のいずれかに該当することが判明したときは、取扱いを中止するものとします。

- (1) 協力事業者又は商品が募集要件を満たさなくなったとき。
- (2) 登録内容に虚偽があったとき、又は法令違反が確認されたとき。
- (3) 本市、事務局又は購入者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (4) 商品の品質等に対し購入者から苦情が寄せられ、協力事業者の責任が重いと本市が判断したとき又は同様の苦情が多発するとき。
- (5) その他、本事業の運営に重大な支障を来す行為があったとき。

7. 販売価格および送料の設定

- (1) 協力事業者は、商品本体価格（税込）および、地域別・サイズ別の送料（梱包料含む）（税込）を「旅するギフト直送便販売価格・送料申請書（様式第2号）」により申請してください。
- (2) 事務局は、商品本体価格（税込）の10%を販売手数料として徴収します。
- (3) 購入者による商品のキャンセル料は、以下のとおりとします。
 - ①事務局から協力事業者への発注連絡前（購入当日）：キャンセル料なし（全額返金）。
 - ②事務局が協力事業者への発注後、商品発送前：商品本体価格（税込）の50%
 - ③商品発送後：キャンセル不可（返金なし）
- (4) ただし、旬の食材の事前予約商品については、協力事業者が受付後であっても、あらかじめチラシ等で発送開始を告知する前であれば、キャンセル料は発生しないものとします。

8. 商品の発送等

協力事業者は、商品の発送について、次に掲げる業務を行ってください。

- (1) 事務局からの発注連絡に対し、速やかに確認の返信を行うこと。
- (2) 受注後、原則として2週間以内（事前予約商品を除く）に、商品を元払いで発送すること。
- (3) 商品の発送にあたっては、お礼状を同封すること。また、事務局又は本市から依頼があった場合は、パンフレットやチラシを同封すること。
- (4) 配送中の破損等を防ぐため、適切な梱包を行うこと。（※市が主催する梱包講習会等で基準を示す場合があります）
- (5) 商品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、協力事業者が責任を持って丁寧に対応するとともに、速やかに事務局へ報告を行うこと。
- (6) 同一商品の複数購入があった場合は、同一梱包が可能な数量までは、まとめて発送すること。

9. 費用負担について

- (1) 商品の発送にかかる送料は、協力事業者が元払いで立て替えるものとします。
- (2) 購入者からの商品の品質等の苦情等により商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とします。
- (3) 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市及び事務局は負担しません。
- (4) 商品の品質不良が協力事業者の責に帰する場合において、購入者からの商品の再配送ではなく返金を求められたときは、返金対応は事務局が行います（翌月25日までに問合せがあった場合に限り）。ただし、購入者への返金に係る振込手数料及び事務局手数料については、協力事業者の負担とし、翌月の売上金代金から相殺します。相殺額に満たない場合は、当該不足額を別途徴収します。

10. 代金の支払いについて

- (1) 事務局は、月間の販売実績を集計し、以下の計算式に基づき協力事業者へ代金を支払います。

【振込金額 = (商品売上総額 - 販売手数料10%) + 預かり送料全額】

- (2) 支払いは月末締めとし、翌月25日までに協力事業者が指定する銀行口座に振り込むものとします。（振込手数料は事務局が負担します）

11. 個人情報の保護

協力事業者は、購入者の個人情報を商品の発送以外の目的に利用することはできません。自社のダイレクトメール送付等の目的外利用、および第三者への提供は固く禁じます。

す。(購入者から明確な同意を得た場合を除く)

12. 申請方法

商品提供事業者として参加を希望する事業者等は、以下の書類に必要事項を記入し、メール、ファックス、郵送、または持参にて下記提出先まで提出してください。

【申請書類】

- (1) 旅するギフト直送便 参加申請書(様式第1号)
- (2) 旅するギフト直送便 販売価格・送料申請書(様式第2号)
- (3) 旅するギフト直送便事業者登録書兼誓約書(様式第3号)
- (4) 商品の画像データ(カタログ掲載用)

【提出方法】

メール、ファックス、郵送または持参

【提出先】

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

福知山市役所 産業部 商業観光課

Fax: 0773-23-6537

E-mail: shoukan■city.fukuchiyama.lg.jp

※■は@と置き換えてください。

13. お問い合わせ先

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1

福知山市役所 産業部 商業観光課

TEL: 0773-24-7076

Fax: 0773-23-6537

E-mail: shoukan■city.fukuchiyama.lg.jp

※■は@と置き換えてください。